

# 大阪府 都市整備部「週休2日工事」実施要領

## (目的及び概要)

### 第1条

#### 1 目的

公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行（令和元年6月14日）により、同法に発注者の責務として「働き方改革の推進」及び「生産性向上への取組」が規定され、また、働き方改革関連法改正に伴う労働基準法の改正により、時間外労働の上限規制が規定され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行された。建設事業は、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されていたが、令和6年4月1日から災害の復旧・復興の事業を除き、全て適用された。

また、建設産業は、地域のインフラ整備やメンテナンスを担当しているだけでなく、地域経済や雇用を支え、災害時には地域社会の安全と安心を確保する役割を担っており、持続的な発展のための担い手の確保と育成が重要な課題となっている。

こうした状況を受け、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）では、工事現場の環境改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的として、建設工事における週休2日制の実施に必要な事項を定める。

#### 2 概要

- (1) 「週休2日工事」の形式は毎週休工対象日を休工（現場閉所）として、「完全週休2日制工事」及び「週休2日制工事」の2つの形式とする。
- (2) 「週休2日工事」の対象工事は、大阪府都市整備部が発注する全ての工事とする。  
ただし、一部、対象外工事が有る。
- (3) 受注者は、契約時に「完全週休2日制工事」及び「週休2日制工事」のいずれかを選択する。
- (4) 工事における週休2日の取得に要する費用を計上する。
- (5) 発注方式は、次のいずれかによる。
  - イ 対象工事は、発注者指定方式
  - ロ 一部の対象外工事は、受注者希望方式
- (6) 工事成績評定において、加点又は評価する。

## (用語の定義)

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

#### 1 休工（現場閉所）

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### 2 休工対象日

土曜日及び日曜日とする。

#### 3 「完全週休2日制工事」

休工対象日に対して、月単位で週休2日の休工（現場閉所）に取り組む形式をいう。

#### 4 「週休2日制工事」

原則、休工対象日に対して、月単位で週休2日の休工（現場閉所）に取り組む形式をいう。

## 5 対象期間

契約日（余裕期間制度を活用する工事は、工期の始期日）（以下「契約日」という。）から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。



## 6 休工数

対象期間の休工対象日に対して、「完全週休2日制工事」、又は「週休2日制工事」として、休工（現場閉所）に取組んだ日数をいう。

## 7 週休2日通期取得率

対象期間の日数に対して、休工（現場閉所）した日数の割合をいう。

## 8 週休2日月内取得率

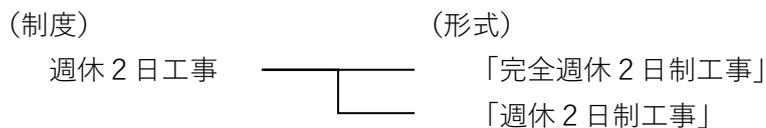
「完全週休2日制工事」、又は「週休2日制工事」における、各月の休工対象日の日数に対する休工（現場閉所）数の割合をいう。

## 9 工事完成日

完成通知書の提出日

### (形式)

第3条 週休2日工事の形式は、次の2形式とする。



### 1 「完全週休2日制工事」

対象期間において、休工対象日に対して、月単位で週休2日の休工（現場閉所）に取り組む形式をいう。

#### (1) 対象期間の取り扱い

##### イ 準備期間

契約日から現場着手日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。

##### ロ 後片付け期間

現場完成日の翌日から工事完了日までの期間

##### ハ 夏季休暇（3日間）

3日間の夏季休暇に連続して、3日を超えて夏期休暇を設定する場合で、土曜日及び日曜日が含まれる場合は、これを休工対象日から除外する。

## ニ 年末年始休暇（6日間）

6日間の年末年始休暇に連続して、6日を超えて年末年始休暇を設定する場合で、土曜日及び日曜日が含まれる場合は、これを休工対象日から除外する。

## ホ 工場製作のみの期間

## ヘ 工事全体を一時中止している期間

## ト 発注者が対象外とする作業を実施する期間

施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間。

## (2) 振替休工の取扱い

受注者の都合により、休工対象日を振り替える場合は、事前に監督職員の承諾を得たうえで、同一週内の月曜日から金曜日の平日に限り、休工対象日の休工（現場閉所）として扱うことができる。ただし、同一月内に2回を限度とする。

また、15日に満たない端数月は同一月内に1日を限度として、休工対象日の休工（現場閉所）として扱うことができる。

悪天候による休工対象日への振替は認めない。

## (3) その他

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は、上記の振替休工の設定を行う場合、毎月第2週・第4週の土曜日を休工（現場閉所）とするよう努めること。（努力義務）

## 2 「週休2日制工事」

対象期間において、原則、休工対象日に対して、月単位で週休2日の休工（現場閉所）に取り組む形式をいう。

### (1) 対象期間の取扱い

第3条1(1)に同じ。

### (2) 振替休工の取扱い

悪天候などにより、月曜日から金曜日を休工対象日の振替休工として扱う場合については、同一月内に限り、休工対象日の休工（現場閉所）として扱うことができる。

### (3) その他

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は、上記の振替休工の設定を行う場合、毎月第2週・**第4週**の土曜日を休工（現場閉所）とするよう努めること。（努力義務）

## (対象工事)

### 第4条

#### 1 大阪府都市整備部が発注する全ての工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 単価契約工事又は緊急の応急復旧工事
- (3) 災害復旧工事又は復興事業にかかる工事
- (4) 準備期間が大部分を占める工事
- (5) 供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事

#### 2 対象工事は、原則、発注者指定方式とし、受注者により（形式）第3条1「完全週休2日制工事」又は第3条2「週休2日制工事」のいずれかの形式を選択するものとする。

- 3 対象工事に該当しない(3)、(4)又は(5)の発注工事は受注者希望方式とし、受注者が週休2工  
事の取り組みを希望する場合、(形式)第3条2 「週休2日制工事」により取り組むことが  
できる。
- 4 港湾請負工事積算基準(国土交通省)を適用する工事においては、大阪港湾局の4週8休工  
事実施要領を適用する。(大阪府HP参照)
- 5 大阪府公共建築工事積算基準を適用する工事(建築工事、建築設備工事)においては、週休  
2日促進工事実施要領(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室)を適用する。

#### (取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- 1 発注者は、特記仕様書(施工条件の明示)において、以下のことを明示する。
  - (1) 週休2日工事の対象工事である場合、その旨。
  - (2) 上項(1)の場合で、第3条1(1)トに該当する非対象期間を設定する場合、その内容。
  - (3) 第4条3の対象工事の場合、その旨。
- 2 形式の選択
  - (1) 対象工事の受注者は、契約の際に、第3条1又は第3条2のいずれかの形式を選択する  
ものとし、落札候補者の提出書類提出時に合わせて「週休2日工事」取り組み形式確認書  
(別紙様式1号)を提出するものとする。なお、確認書提出後は、形式変更を行うことは  
できない。
  - (2) 対象工事に該当しない工事の受注者は、第4条3により「週休2日工事」の取り組みを  
希望する場合は、契約後の現場着手前に週休2日制工事実施希望確認書(別紙様式2号)  
を提出し監督職員と協議を行い、協議が整った場合に取り組むことができる。協議が整っ  
た後は、「週休2日制工事」の取り組みを取り止めることはできない。
- 3 休工計画表の提出  
受注者は、「週休2日工事」休工計画(実施)表(別紙様式3号)を作成し、当初の施工計画  
書と併せて提出するものとする。
- 4 履行確認の方法  
受注者は、「週休2日制工事」又は「完全週休2日制工事」を実施する場合には、毎月5日  
までに「週休2日工事」休工状況報告書(別紙様式4号)を提出するものとし、監督職員はこ  
れを確認する。  
このとき、受注者は、毎月の「週休2日工事」休工状況報告書で月内週休2日取得率が  
100%未満となった場合は、未達成の要因及び改善策を速やかに発注者へ報告しなければなら  
ない。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。
- 5 工事看板  
受注者は、週休2日制工事である「取り組み看板」を工事現場に掲げること。

## (工事成績評定)

第6条 工事成績評定については、次のとおりとする。

### 1 「完全週休2日制工事」

完全週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと（別紙様式3号 作成事例を参照）。

#### (1) 休工対象日の算出

毎月（非対象期間を除く）の土曜日及び日曜日の日数を算出する。なお、工期設定により、1カ月に満たない端数月の場合は、端数月に含まれる土曜日及び日曜日を対象とする。

#### (2) 休工数の算出

毎月実施した、休工対象日における休工（現場閉所）の日数及び第3条1(2)の振替休日として扱った日数とその合計を算出する。

#### (3) 月内週休2日取得率の算出

上項(1)に対する上項(2)の割合を月内週休2日取得率として算出する。

#### (4) 工事成績評定

- ・対象期間内のすべての月において、振替休工の回数が2回以下、月内週休2日取得率が100%以上の場合、工事成績評定において加点する。
- ・上記の加点とならなかった工事のうち、対象期間の全ての月において「週休2日制工事」としての月内週休2日取得率が100%以上の場合は、評価する。

### 2 「週休2日制工事」

週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと（別紙様式3号 作成事例を参照）。

#### (1) 休工対象日の算出

第6条1(1)と同様

#### (2) 休工数の算出

上項(1)において毎月の休工（現場閉所）した日数に第3条2(2)の振替休日等として取り扱った日数を加えて算出する。

#### (3) 月内週休2日取得率の算出

上項(1)に対する(2)の割合を月内週休2日取得率として算出する。

#### (4) 工事成績評定

対象期間内のすべての月において、月内週休2日取得率が100%以上の場合は、工事成績評定で評価する。

「週休2日制工事」を選択した場合、「完全週休2日制工事」の達成条件を満たした場合も工事成績評定で評価を行うが、加点は行わない。

## (工事における週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 労務費等の補正については、次のとおりとする。

### 1 費用の計上における用語の定義

#### (1) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

第2条5に同じ

(4) 月単位の4週8休

対象期間内の全ての月毎に休工（現場閉所）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(5) 通期の4週8休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 積算方法等

(1) 発注者指定方式における「完全週休2日制工事」及び「週休2日制工事」

イ 労務費等における費用の計上

別表1「労務費等の補正係数」に示す補正係数を乗じるものとする。

ロ 市場単価方式における費用の計上

別表2「市場単価の補正係数」に示す補正係数を乗じるものとする。

ハ 土木工事標準単価における費用の計上

別表3「土木工事標準単価の補正係数」に示す補正係数を乗じるものとする。

上記、イ、ロ、ハにおける月単位の4週8休の補正係数を各経費に乗じたうえで、予定価格を作成するものとする。なお、現場閉所の達成状況に応じて以下のとおり変更を行うものとする。

① 月単位の4週8休を達成した場合。

→ 変更は行わない。

② 月単位の4週8休に満たないが、通期の4週8休を達成した場合。

→ 月単位の補正係数を通期の補正係数に変更を行う。

③ 通期の4週8休にも満たない場合。

→ 通期の週休2日の補正係数を除した変更を行う。

(2) 受注者希望方式における「週休2日制工事」

当初の予定価格の作成では、「労務費等の補正係数」、「市場単価の補正係数」及び「土木工事標準単価の補正係数」における費用の計上は行わず、現場閉所の達成状況に応じて以下のとおり変更を行うものとする。

ただし、工事（現場）着手前に「週休2日制工事」の取り組みに係る協議が整わなかったものは、補正の対象とせず変更を行わないものとする。

① 月単位の4週8休を達成した場合。

→ 月単位の4週8休の補正係数を各経費に乗じる。

② 月単位の4週8休に満たないが、通期の4週8休を達成した場合。

→ 通期の4週8休の補正係数を各経費に乗じる。

③ 通期の4週8休にも満たない場合。

→ 変更を行わない。

(その他)

第8条 この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

## 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行するものとし、令和6年6月1日以後の「単価適用年月日」を用い積算業務に着手する工事から適用する。

「4週8休工事実施要領（令和4年8月1日改正版）」は「大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領（令和6年4月1日施行版）」の施行をもって廃止する。

ただし、令和6年5月31日以前の単価適用年月日で積算する工事については、「4週8休工事実施要領（令和4年8月1日改正版）」による。

## 労務費等の補正係数

現場閉所状況	月単位の4週8休	通期の4週8休
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03

## 労務費等の補正係数

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

## 市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数	
		現場閉所の状況	
		月単位の4週8休	通期の4週8休
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.04	1.02
砂基礎工	機械施工	1.04	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.04	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.04	1.02
組立マンホール工		1.03	1.02
小型マンホール工		1.01	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管敷設 及び支管取付工	1.02	1.01

## 土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数	
		現場閉所の状況	
		月単位の4週8休	通期の4週8休
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.03	1.02



## 週休2日制工事実施希望確認書

大阪府 様

住所

商号又は名称

代表者

(押印不要)

○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事において、週休2日工事の実施にあたり大阪府 都市整備部「週休2日工事」実施要領 第5条2(2)に基づき、下記のとおり提出します。

記

週休2日制工事の取り組みを希望します。

つきましては、実施にかかる協議をお願いします。

(注) 本確認書は、大阪府 都市整備部「週休2日工事」実施要領 対象工事 第4条3の実施を希望する場合に土木請負工事必携 提出様式-9 協議書(打合せ簿)に添付し提出してください。

提出は、契約後の工事着手前に提出し、監督職員と協議を行い、協議が整った場合に組みむことができるものとし、契約変更を行います。

協議が整った後は、週休2日制工事の取り組みを取り止めることはできません。